

クールジャパン戦略会議の開催について

令和元年 10 月 17 日
改訂令和 2 年 1 月 31 日
改訂令和 5 年 4 月 17 日
内閣府特命担当大臣決裁

- 1 クールジャパン戦略(令和元年 9 月 3 日知的財産戦略本部決定)「5.(1).②」に基づき、クールジャパン戦略の実施に向けた、関係府省の連携強化を目的として、クールジャパン戦略会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成員は、別紙 1 のとおりとする。ただし、議長が必要であると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議の下に、クールジャパン戦略会議幹事会(以下「幹事会」という。)を開催する。幹事会の構成員は、別紙 2 のとおりとする。ただし、幹事会議長が必要であると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 6 クールジャパン関係府省連絡・連携会議(平成 29 年 9 月 29 日改訂内閣府特命担当大臣決裁)は廃止する。

(別紙 1)

クールジャパン戦略会議 構成員一覧

議長	内閣府特命担当大臣 (クールジャパン戦略担当)
副議長	内閣府副大臣 (クールジャパン戦略担当)
構成員	内閣府副大臣 (デジタル田園都市国家構想担当)
	内閣府副大臣 (国際博覧会担当)
	内閣府副大臣 (地方創生担当)
	総務副大臣
	法務副大臣
	外務副大臣
	財務副大臣
	文部科学副大臣
	厚生労働副大臣
	農林水産副大臣
	経済産業副大臣
	国土交通副大臣
	環境副大臣

(別紙2)

クールジャパン戦略会議幹事会 構成員一覧

議長	内閣府副大臣 (クールジャパン戦略担当)
副議長	内閣府政務官 (クールジャパン戦略担当)
構成員	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付)
	内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長
	内閣官房内閣審議官 (文化経済戦略特別チーム)
	内閣官房内閣審議官 (デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)
	内閣官房内閣審議官 (内閣広報室)
	内閣府大臣官房政府広報室長
	内閣府地方創生推進事務局審議官
	内閣府知的財産戦略推進事務局長
	総務省情報流通行政局長
	出入国在留管理庁審議官 (総合調整担当)
	外務省国際文化交流審議官
	財務省関税局長
	国税庁長官官房審議官
	文化庁次長
	厚生労働省政策統括官 (総合政策担当)
	農林水産省大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)
	経済産業省商務・サービス審議官
	観光庁次長
	環境省自然環境局長
オブザーバー	独立行政法人 国際交流基金
	独立行政法人 日本貿易振興機構 (JETRO)
	日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO)
	独立行政法人 中小企業基盤整備機構
	独立行政法人 国際観光振興機構 (JNTO)
	株式会社 海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構)